

川内港内航移出入モーダルシフト補助金交付要綱

(令和6年薩摩川内市貿易振興協会規程第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、川内港において内航定期コンテナ船を利用する荷主に対し、その移出入に要する経費の一部を本協会が補助することにより、川内港の更なる利活用や新たな事業展開を促進し、もって港勢の維持拡大とモーダルシフトによる低炭素型の物流の効率化を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 川内港内航移出入モーダルシフト補助金（以下「補助金」という。）は、川内港において内航定期コンテナ船を利用し、内国貨物を移出入した荷主（個人経営者を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、補助金の限度額は予算の範囲内とし、コンテナ1個当たり1万円（20フィートコンテナ、40フィートコンテナに関わらず同額。以下同じ。）とする。ただし、1交付対象者1年度当たりコンテナ20個までを上限とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、直接又は海貨業者等を通じ予め補助金交付申請の仮予約（別記第1号様式）を行い、当該貨物の移出入を行った日から当該年度の末日までに、川内港内航移出入モーダルシフト補助金交付申請書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、当該年度の末日直前に当該貨物の輸出入を行った荷主にあつては、当該貨物の輸出入を行った日から14日以内に申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、川内港内航移出入モーダルシフト補助金交付決定通知書（別記第3号様式。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

(不交付決定)

第6条 会長は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが不適当と認めるときは、川内港内航移出入モーダルシフト補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第7条 会長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規程する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日) (令和6年薩摩川内市貿易振興協会規程第1号)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。